

現行条文(平成31(2019)年版)							新条文(令和3年一部改訂)																					
編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項見出し)	現行条文							編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項見出し)	新条文							改定理由
1	1	1	2	21	1	22. 連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。		1	1	1	2	21	1	22. 連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。		押印等の見直しに伴う規定の変更										
1	1	1	2	24	1	24. 書面	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの有効とする。 <u>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u> <u>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u>		1	1	1	2	26	1	24. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印したもの有効とする）したるものも有効とする。		情報共有システムに関する記述の追加 押印等の見直しに伴う規定の変更										
1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。		1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。		実態に合わせた変更										
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。		1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、電子データで作成・提出してもよいものとする。		施工体制台帳の作成等についての改正にともなう変更										
1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施工体制の適正化に係る対応について」（平成13年12月栃木県土木部）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。		1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。		施工体制台帳の作成等についての改正にともなう変更										
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。		1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）		監理技術者補佐制度の施行開始にともなう										
1	1	1	40	5	1	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。		1	1	1	40	5	1	5. 建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。		建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にともなう変更										

青字 削除
赤字 追記・修正